

# わたしの修習時代

紀尾井町：1948－70

湯島：1971－93

和光：1994－

19期(1965/昭和40年)

## 司法修習制度の変化の始まり



会員 山口 邦明 (19期)

19期は、昭和39年(1964年)9月に司法試験に合格し、昭和42年4月に司法修習を修了した人たちです。

合格した翌月に、東京オリンピックが開催されました。その直前、東京の中心部に高速道路が拡充され、新幹線が新大阪まで開通しました。日本全体は、池田内閣(昭和35年組閣)の所得倍増計画に導かれ、国民が豊かさを実感し始めた時代です。

私達は、修習時代をのんびりと過ごすことができませんでした。

ところが、司法修習制度は、19期の頃から徐々に変化し始めます。

昭和40年(1965年)4月の19期の研修所入所式において、鈴木所長は、次のように述べました。「本年度から、予算を取ったので、二回試験の不合格者が出てよいことになった」。

実際、翌年の3月に、18期から2名の不合格者が出て、その次の年には、19期から4名の不合格者が出ました。これが「落第問題」の始まりです。

さらに、統一修習から「分離修習」への動きが垣間見られました。19期の横浜修習33名は、年齢別に4班に分けられました。先例のない編成です。

また、19期の実務修習中に、神戸を始め全国各地で、裁判官適格者を抽出して、供応し、二回試験の合格を保障するなどと言って、裁判官任用の勧誘が行われました。

これに対し、19期は、後期修習において、修習生の90%の賛成を得て、最高裁長官あてに要望書を提

出しましたが、無視されました。

(参考文献「岐路に立つ司法修習」東京弁護士会1970年10月発行)

私個人は、実家のある広島(修習生12名)で、のんびりと実務修習をさせていただいた。後期修習で、東京に戻った後、弁護教官に事務所の紹介をお願いしたところ、結婚の話が先行し、その後事務所も紹介してもらった。今でもその教官には、感謝しています。

私が「定数は正訴訟」に参加した経過は、次のとおり。

日本で最初に、国会議員の定数は正訴訟を提起したのは、当時15期の司法修習生であった越山康(後に弁護士)です。その最初の最高裁判決(上告棄却→請求棄却)が、昭和39年2月に言い渡されました。

私が司法試験に合格したのは、その年の9月です。私は、受験時代、越山先生が指導していた受験サークルで、特訓を受けました。その関係で、私が合格した後、越山先生から、上記最高裁判決を渡され、興味はないかと言われました。私は、たまたま、イギリスの腐敗選挙区の問題(18世紀後半～19世紀後半)を読んでいたもので、興味ありますと回答し、今日に至りました。

なぜ、そんなに永く同じ訴訟を続けるのか?という質問に対する私の答えは——1920年代に、未踏峰のエベレストに3度も挑戦して登頂できなかった登山家マロリーは「なぜ、エベレストに登りたかったのか?」と聞かれた時「そこにエベレストがあるから」と答えたそうです。